

松屋外集(版下本)

卷之四

15  
1401  
1





門 45  
號 1401  
卷 1

昭和五年二月十日  
高田甲苗



松屋外集

卷之四



二十七番



松屋外集卷之四

目錄

○第一弓矢略考

○真弓マユミ

○檀マキの木

○附ツカ

○ヨソバメの木

○オツコ

○檀ダン紙シ

○波士弓ハシユミ

○丸木弓マルキ

○梓アサチ弓

○梓アサチの木

○アカメ柏アカメカシ

○梓アサチ鎗ヤリ



○櫛弓 ○柘弓 ○白真弓

○真と志良と語の通ふ例 ○柰麻弓

○伏竹弓 ○真弓の拵塗

○万々支の弓矢 ○平題箭

○万々伎の鏃 ○丹塗の弓矢 ○様弓

様罟 ○射礼賭弓射場始の弓矢

○万々支れ矢立 ○塗弓

○弓の平題 ○雀小弓 ○楊弓

○小弓 ○和讒 ○小弓の的 ○濱弓

○姐と云詞 ○碁の濱

○第二木を離したる様



松屋外集卷之四

華頂殿亞老平小山田與清著

河 戶陪從源高 田清常授

第一弓矢略考

萬葉集七卷廿二寄弓歌丁右小南淵之細川山立檀弓

束級人二不所知ト○按ツカ檀トは和名抄廿卷小檀唐

韻云檀音彈木名也和名万由三云云木部又之仁德



紀三丁 菟道太子歌小<sub>左</sub>于泥能和多利珥和多利涅  
 珥多氏屢阿豆瑳由淤摩由淤伊枳羅牟苔虚々吕  
 破望開耐<sub>ハ</sub>あると、宇治の渡堤小立在梓や檀と  
 いひく、弓<sub>ハ</sub>事<sub>ハ</sub>いひなり終へふなり、萬葉集二  
 卷<sub>サ</sub>七丁左<sub>サ</sub>ハの檀崗<sub>ハ</sub>、大和高市郡<sub>ハ</sub>ありて、  
 檀木<sub>ハ</sub>おろし<sub>ハ</sub>地名<sub>ハ</sub>負<sub>ル</sub>こと<sub>ハ</sub>此歌<sub>ハ</sub>  
 大和十市郡南淵の細川山小生立る檀字女<sub>ハ</sub>譬

榊

へ、<sub>ハ</sub>弓<sub>ハ</sub>造<sub>リ</sub>弓束<sub>ハ</sub>を纏<sub>テ</sub>我物<sub>ハ</sub>として取持  
 ふ、<sub>ハ</sub>弓束<sub>ハ</sub>人<sub>ハ</sub>知られ<sub>ド</sub>と口<sub>ハ</sub>が<sub>ハ</sub>る<sub>ハ</sub>一<sub>ハ</sub>る<sub>ハ</sub>よ  
 ち<sub>ハ</sub>弓束<sub>ハ</sub>和名抄<sub>十三卷征</sub>小糴名云弓束曰彌  
 音蕭和名中央曰附<sub>音撫和名</sub>とある附<sub>ハ</sub>然<sub>テ</sub>檀  
 由美波敷<sub>由美都加</sub>木ハ<sub>ハ</sub>梔<sub>ハ</sub>似<sub>テ</sub>其質<sub>ハ</sub>折<sub>リ</sub>葉<sub>ハ</sub>カンボ  
 クとして<sub>ハ</sub>齒磨揚枝<sub>ハ</sub>造<sub>ル</sub>木<sub>ハ</sub>葉<sub>ハ</sub>近<sub>シ</sub>小<sub>ハ</sub>き<sub>ハ</sub>赤<sub>ハ</sub>實  
 ふ<sub>ハ</sub>せ<sub>ハ</sub>な<sub>ハ</sub>り<sub>ハ</sub>く梅<sub>ハ</sub>七<sub>ハ</sub>ド<sub>ハ</sub>キ<sub>ハ</sub>の<sub>ハ</sub>は<sub>ハ</sub>ま<sub>ハ</sub>ふ<sub>ハ</sub>み<sub>ハ</sub>の<sub>ハ</sub>其<sub>ハ</sub>味<sub>ハ</sub>甘<sub>ハ</sub>酸<sub>ハ</sub>小







由る論なる事ありしに檀紙ハ此木皮より製と  
 いたるにいふことなる檀紙は杜仲より製する紙之  
 檀と名はくより弓材の良木なれば真弓と  
 いふ真ハ字方の義より弓字はみく義弓といふ  
 了ふおしとるなるも神代の天之波士弓と弾弓小  
 弓と書しこハ其材檀楡を用ふゆゑの義譯

にて楡の質もねむく強く檀に似たるに上古  
 楡より弓を造るといふ法隆寺寶物の聖徳太  
 子に御弓太安寺交割物の神功皇后に御弓など  
 といふにこれいふこと丸木弓なれば楡梓などとい  
 作らるる少や本朝軍器考四卷十同圖説上卷十  
七丁左 小波士十三卷卅 古事記傳三丁左  
 弓ハ黄檀より造らるるといふこと黄檀ハ丸



木弓は作るべき材はあらば、神代質朴の製作也。  
纏塗マキヌリを以てしむる、こゝろあまごゝろあまねど、人の代は  
ちよよ、一、柘弓ハツネ、櫛弓ハツネの類、伏竹フセダチの製ツクリ、化カ、おろけむ。  
せしと、丹塗ニヌリの矢ヤ、おろけむ、たれど、神代ふそ  
丸木の塗ヌリ弓ユミ、たうと、いふ、漢土黃帝の鳥  
號ナヅケ弓ユミ、鳥號木トウキ、て、化カ、おろけむ、一、魏志ミ、倭人  
國傳ニ、小兵用ニ、矛楯木弓ユミ、云云、其木有鳥號楓香

云云。

日本紀、仁德紀十一卷、三丁左、於是大山守皇子墮河而  
沒云云、時太子視其屍歌之曰、智破椰臂等、于泥能  
和多利珥、和多利涅珥、多氏屢阿豆瑳、由淤摩由淤、  
伊枳羅牟苔、虚々呂破望閑耐、伊斗羅牟苔、虚々呂  
破望閑耐、望苔弊破、枳淤烏於望臂、泥須惠弊破、伊  
暮烏於望比、泥伊羅那鷄區、曾虚珥於望比、伽那志



鷄區虚々珥於望臂伊积羅儒層區屢阿豆瑳由淤  
摩由淤○按字治稚郎子の御歌也歌意ハ大山守  
皇子を朝廷傾人として終ふ罪あるは射殺んとして  
おとすや志あるとそ其父の君應神天皇におとすい出  
又も妹の皇女等の御心をよそみおがえりて  
射殺終ハざるより之の梓弓檀弓ハ丸木弓よ  
てぬまぬらひいりあまるとん古事談四卷字治拾

遺四卷 十ハ ちとふ義家朝臣の檀弓此黒塗あれ  
丁右 此の後の物あれ伏竹乃塗弓たるをけむり志  
るごうじ

萬葉集二卷 十一 久米禅師歌ハ水薦苜信濃乃真  
丁左 弓吾引者字真人佐備而不言常将言可聞○按此  
次ハ石川郎女ハ真弓の歌まゝ郎女と禅師の梓  
弓此歌あゝ集中真弓の歌おほる事ごとと美弓



とちえたるも檀木の弓は神代よりの尤物な  
とぞ他の弓より真弓と云ふなり然て信濃より  
製出も信濃の真弓陸奥の吾田多良よりの製出  
も字ありしり真弓同國の安達より出ると安達  
乃真弓なりと知す。

神樂歌弓本歌よ由美止伊倍波志奈々支毛乃遠  
安川佐由美万由美川支由美志奈毛々止女須○

按歌意ハ弓と云ハ總て同事ナレバ梓弓檀弓櫛  
弓など品々は求ぬよりなり伊勢物語ふおとこ字  
本歌も梓弓まゆみはよる年よつてわがせし  
おとこ字はしるはしるせよとよもなり然て此歌の梓弓  
檀弓ハ丸木と云伏竹と云定むる一櫛弓ハ伏竹  
なり梓弓仁徳紀の歌ふるえ萬葉集延喜式など  
所見枚擧は違ふわがアカメガシハと云木よ



性強く丸木弓は作らて用る材なり。紀伊國  
 少て所々あるを鎗の柄ふせし梓の鎗と号  
 珍重なり。あるめりけの事。本草啓蒙 卷一  
 木類 梓の条。論じて楸とも同らる。關東よて  
 布知木とよぶ。槻弓ハ和名抄 木部 槻唐韻  
 云。槻音規。木名。堪作弓也。和名豆木。乃木と云々。  
 塗弓は用る良材也。また、柘弓あり。延喜臨時祭式

兵庫式など。梓弓、槻弓、柘弓、檀弓、あ、柘ハ山桑  
 といふもの少て、ふれり。伏竹弓は用下。

萬葉集三卷 廿二 間人宿禰大浦初月歌。天魚振  
 離見者白真弓張而懸有夜路者將吉同九卷 丁五  
 見菟原處女墓長歌。燒太刀乃手頼押禰利白檀  
 弓。取負而云云同十卷 丁十六 寄雲歌。白檀弓今  
 春山余去雲之逝哉。將別戀敷物乎同十一卷 九丁  
 右



寄物陳思教子白檀石邊山常石有命哉憲乍居同  
 十二卷丁左寄物陳思教子白檀斐太乃細江之管  
 鳥乃妹尔憲哉寢宿金鶴○按志云備弓とよみ  
 不敬後ふといひおろけせむるまを引出比白  
 けえてゆふ語ふて真よかよつめ續日本紀廿八卷  
 左延暦四年五月丁酉詔よ自今以後空並改避於  
 是改姓白髮部為真髮部云云云云先帝光仁天皇

の御諱字白壁と申奉りるゆゑなり常陸國真壁  
 郡真壁郷攝津國島上郡真上美加郷たご皆白壁  
 といひたること御諱字避て改しなり萬葉集七卷  
 十七丁左白栲尔丹保布信土とあるハ白栲の如く  
 白色ふよなるハ白土字信土といふハ白檀ハ  
 真檀の義白管ハ真管白雪ハ真雪ふて何とよは  
 るて真とよ美とよいふこと志良小通りハなり











ふおきほるるを思ふたつるも、或人貫之の  
歌よよまそいづる故よいふ。○按奈麻余美字生  
弓といふ説をいふをあらむ。奈ハ怒ニ通ひて塗真  
弓の利を省ける詞と聞ゆ。丸木弓ハ返るづは物  
たねむ。伏竹の塗弓たるべし。され弦字をづせハ  
及了安ハ物ゆえ塗真弓の及やとをけりたりと  
すゆ。

源平盛衰記 十五卷 宇治合戦条に寺法師ハ筒井

ノ淨妙明春ト云者アリ。自門他門ニ被免タル惡  
僧也云云。黒塗ノ箆ニ塗篋ニ黒羽羽ヲ以テハギ  
タル矢ヲ廿四差タルヲ頭ダカニ肩ナシツ、七  
モチリナル真弓ノシメ塗ニヌリタルニ塗弦懸  
テ、真中ヲ取云云。○按真弓の志め塗は塗しるこ  
と、木と竹と字合せて卷拵て塗しるよりいふれ



いそゆる、伏竹弓也。新撰六帖五、あはれおもふこと云  
 題よ、信實の梓弓末まで、やふにふせ竹のをしと  
 ちこくも、整るちさく、那、此歌夫木抄雑十 小と足  
 由、古事談四卷、宇治拾遺四卷、なごみとみる義  
 家朝臣の真弓の黒塗、同様の物なるべし。後小  
 ち梓弓檀弓、櫛弓、柘弓、よらうび、弓に總名を真弓  
 といひく、ほさく、白真弓といふ、又梓の真弓とる

をいふかたあ。

延喜内蔵式廿六、梓弓一張、矢四具、一具太角伊  
 太豆伎、一具角伊太豆伎、一具木伊太豆支、一具万  
 々伎云云、右兵庫寮所進云云。○按梓弓ハ塗弓ナ  
 り、よ、太神宮式廿三、丁左、万々伎ハ矢の名よ  
 一、蓋木もて作する矢、ふや、そ、白真木の儀、真木  
 割檜サウキもて一ハ割木もて作する白木の矢なる









云云。○按此次は鹿角本末各五十四隻伊多都伎料と見え和名抄十三卷 征戦具部は平題箭揚雄方言云鏃不銳者謂之平題郭璞曰題猶頭也今之戲射箭也和名以太都伎とありて平題箭ハ戲射の具たゞそ乃痛付ふよの名ハ鏃ハ角字用ふる少くも知づ。乃御梓弓は兵杖ハあび鐵名十二兩二分熟銅三分己上麻々伎鏃料。○按麻

延喜式  
三事箭一巻十  
五丁右ノ熟銅  
八并三銅鏃ヲ經  
シモ也今俗ノ言  
フ銅鏃

延喜式  
一巻十丁右ノ  
金漆

々伎の箭の鏃ハ料小鉄熟銅字用一なる熟銅はねや銅少ク鏃字取付る料と見え麻々伎矢五十隻ハ鉄十二兩二分は今の百廿五錢目小當とど一本の料貳錢目五分はなる。

漆一合九勺二撮漆箭并鞞料金漆一合塗箭料生絲小二兩一分纏箭縫鞞料云云。○按漆ハ箭及鞞字塗料金漆ハ和名抄膠漆具部 金鉄字用漆塗矢



の名目は、ちやく山城風土記釋日本紀九卷袖中抄十七卷所引古

事記神武段たゞ、丹塗矢、ゆ、麻々岐ハ形容字、

は、と、ま、い、ハ、古、く、い、塗、く、る、も、の、ふ、や、あ、る、

鏃ハ鉄イロガキの平題字、熟銅トク少、取付た、

和名類聚抄、四卷、射藝類部、細射、唐鹵簿令云、細

射弓箭、今按、此間云、和名万々岐由美云云、〇按類

聚名義抄法下卷、寸部、細射マ、ユミ云云、色葉字類

抄六卷末部、人事門、細射マユミ云云、たゞある、ハ、い、は

と、し、寫、誤、少、マ、キ、ユミと、あ、わ、い、た、る、ふ、べ、

明月記、元久元年十一月十九日、条、五節、入所

勞、不出仕、如、形、梯、風流、左衛門督マ、キ、丹後梯置マ、キ

古壘、其上、立、几子床等、四條大納言童女扇依命、送

之云云、

為忠家後度百首、弦月歌、親隆、ま、き、射、る、大、字



射

人のとらまはれどこのやうてまゝる張の目○按初  
句一本はまきさくも、又一本はまきさくも、たど  
あまの共は誤也、まきさくも、有る善とんや、  
こは小鞆摺とこよせ弦月は弓張とよせ、ま  
射場始歌、顯廣、まゝに射る大名人とらや  
さる冬のゆみ場ままはむむむ

夫木抄 卅二卷 弓部小、天仁元年顯季卿歌合、琳賢  
雜十四

眞卷或眞  
辨  
説  
新  
野  
同  
は  
り

法師、いふまゝにまゝにの弓のやうなまはれ引て  
た、ちほ、ありぬむと○按一本は、二の句よりま  
れろとあるか、誤之、四の句一本は引はなれつは  
佐とあ、まきさくは、伏竹み、あ、白木ふ、あ、  
塗弓ふ、あ、麻々支の矢、具、弓、此事、  
それ、指せる弓の、あ、あ、此歌ハ伏竹  
の塗弓、ま、ま、ま、様の弓は、實用の

公屋外集四

四七



物なるねど、をたれやまをたれた、つとまをたれ、  
引放ちけ、合ぬとまて、つとま。

次将装束抄射礼賭射弓場始の条よ、例束帯相具、  
弓矢真卷弓矢也、件弓付、鞆弓懸云云。

宇治拾遺物語十五卷 セ丁 四段よ、つとまの府生と

いふ舍人あつた、若く身ハま、つとま、つとま、  
はま、つとま、つとま、つとま、射け、よ、つとま、射け、つとま、

わづのたる家のふま板字ぬきて、つとま、つとま、  
妻、此事、つとま、つとま、近邊の人、あつた、つとま、  
事、つとま、つとま、つとま、我家、つとま、  
的射人、つとま、つとま、つとま、つとま、つとま、  
あつた、つとま、つとま、つとま、射る云云、あの舟、つとま、は海  
賊の舟、つとま、つとま、つとま、つとま、つとま、つとま、  
つとま、つとま、つとま、つとま、つとま、つとま、



これぞ千萬人の海賊あるまじきいふまよしいて  
皮子カハゴよる賭弓ウチマれ時トキもるる装束カサネもるる出てイデう  
はりハりリとちやうぞだて冠カウ老懸オホカケをカひカぶレ定サま  
しシれレどド従者ズサどトおオ物モノふフるルもモせセぬヌふフのノ叶  
はぬハぬヌでデもモ楯タテつツまマぬヌ志シまマつツのノいイまマんンま  
あアいイまマうウるルりリくクつツまマはハるル肩カダぬヌるルあアでデ  
うウしシろロえエまマはハりリてテ屋形ヤカテのノうウてテ今イマハハ四シ十ジュウ

六ロクぶブまマよヨるル来キまマたタるルといトいイババ従者ズサどトりリ大ダイいイまマ  
とトろロくク申マウまマ及キびビどドろロ黄水オウスイまマつツまマぬヌいたイたタぬヌいイ  
うウにニちチのノくクよヨりリ来キまマるルといトいイババ四シ十ジュウ六ロクぶブまマ  
近チカづヅまマたタぶブらラいイぬヌもモといトいイふフ時トキもモうウはハやヤうウ  
出イでデあアるルぶブまマやヤうウらラだダちチてテ弓ユ字ジヤヤのノヤヤーー  
とト志シげゲあアらラてテおオあアぐグるルこコババ海賊カイゾクのノ宗徒ムネトのノ者モノ  
黒クロげゲみミたタるルもモのノ著チカてテ赤アカきキ扇アヒ字ジひヒまマはハりリてテ











卷近代以紙替藤樺欵云云。○按園大曆小引勘一  
 は本朝世記などの文ふや、世記康和三年廿条缺  
 たるを考合はつて見ゆ。康和乃此賭弓よる  
 藤樺よかて紙を卷用するよ。樺卷弓は宇治拾  
 遺六卷十皮まじりふ弓とある皮ハ樺なるを。  
三丁右假名字よふは誤るたるを射礼賭弓弓塲  
 始などいふり作法のみたれを實用の弓とは別

はて様の弓たる儀式弓之楊弓も様弓の借字  
 なるを楊字は泥て楊貴妃に起るなり。庭訓往来  
一卷。雍州府志七卷。楊の枝よて化るゆゑなり  
本朝世事談綺三卷。庭訓往来扶翼上卷。いふるなどいづれも笑に堪ぬ  
 説也。然て藤樺など卷たつといハ樺の塗弓ふを  
 何と。白木弓ふいあは何ふいあは卷弓たつと  
 後ふら様れ弓たれを其志する紙字卷用たるは



侍下、そもく様の弓とひつるハ、本の弓は様

化とる儀仗の名ふて、兵仗にあらぬよ、西宮記

正月臣家大饗、条、天曆二年正月五日、右大臣家

饗用、机様器、公卿、赤木、弁少納言及壇下用、黒柿云云、まゝ天慶六年

正月十日、吏部記云、詣大相府饗所、皆用、蔬菜、魚

鳥、用、様器、云云、江家次第、二卷、五丁大臣大饗、条、

裏書云、貞信公天慶六年、依、避、殺生御齋會、間、設、饗

被用精進、其後無式日、藤氏、長者、朱器、臺盤、閑院、左

大臣冬嗣公、御物、在、勸學院、長者初任、之時、渡、之、正

月、大饗用、此器也、自餘、大臣、大饗用、赤木、黒柿、机様

器等、云云、同書十七卷、廿四丁右東宮御元服、条、坊司

弁備饗饌、中角物十二前、饗廿四前、南北各用、様器、

其色、白、云云、同書廿卷、十六丁右新任大臣大饗、条、大

政大臣家用、様器、云云、公事根元、上卷十臨時客、条







将はめづしく、今年は、つぎをあまりといふ。  
此御手より、さういふ、しみじうか、つぎに、なうけ  
る、おれと、えぬ、ふ、あ、れ、は、む、う、お、き、ふ、ゆ、れ、は、涙  
も、落、ぬ、ぐ、れ、ど、う、こ、う、い、ふ、こ、と、ふ、こ、う、は、こ、う  
い、れ、た、ま、う、ば、い、ち、ま、れ、は、書、て、い、れ、て、ま、あ、れ、と、い、ふ、う  
ち、う、ち、の、も、も、い、は、い、て、は、い、を、さ、さ、が、ぬ、は、か、く  
墨、つ、ま、て、ま、う、か、が、た、る、を、傳、へ、ト、い、れ、こ、う、白、け

と、と、御、机、な、る、様、器、字、や、ま、の、つ、て、か、れ、は、か、く  
ぬ、は、人、と、い、ふ、た、う、げ、た、ど、さ、わ、は、笑、ふ、若、宮、や、う、器  
小、人、御、侍、よ、い、れ、さ、せ、ぬ、云、云、同、國、讓、中  
ふ、そ、こ、小、氷、め、せ、ぬ、ち、い、さ、く、割、て、蓮、の、葉、は、は、  
み、て、様、器、よ、ま、え、て、近、江、守、と、う、ま、あ、ま、た、ま、云、云。  
源、氏、物、語、寄、生  
湖、月、抄、本、八、  
十、八、丁、右、  
宮、の、御、ろ、こ、よ、ま、粉、  
熟、ま、あ、ま、ぬ、沈、の、折、敷、四、紫、檀、の、高、坏、藤、の、抱、ら



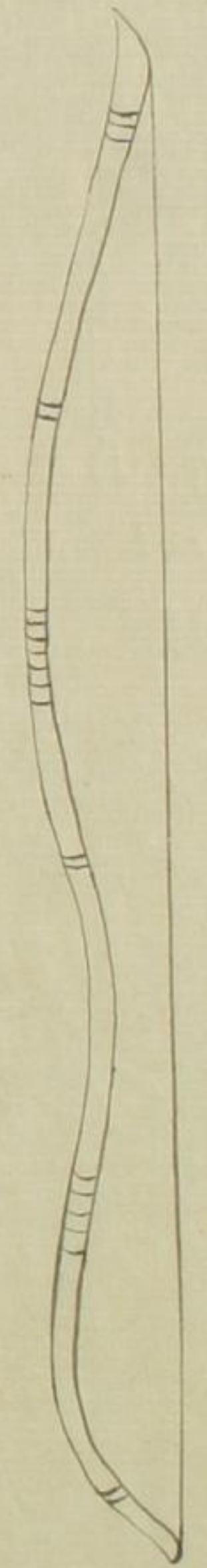
この打敷ウチレキは折枝オリエぬいしるも、志ろろののやうな、溜ル璃リの御蓋ミツキついで、紺溜璃コンルなり云云、湖月抄ミヅツキは師一説シツぬすたる字朱器シユキといひ、白木を楊器ヤウキといひ、引入ヒキイたるも、至徳記シツトクキはあり云云、枕草紙マクローシ 春曙抄本八ハチは、村上ムラカミの御時ミトキ雪ユキのいへたる降フたつるを、やうさるも、せしよして、梅ウメの花ハナ字ジして、月ツキのいへたるは、ふ、是コノは歌ウタも、いふづよと、兵衛ヘイエイの蔵人クラドはたび

陪書ヘイショ 礼儀レイギ 宇文ウモン 位イ 儀ギ 今文イマモン 造明堂ゾウメイドウ 木キ 様ヤウ 言ゴン 之シ 造明堂ゾウメイドウ 及キ 様ヤウ 考コウ 之シ 造明堂ゾウメイドウ 考コウ

たつたれば云云、なごこれるえと、様器ヤウキ小本コホン器キよまわびて、それ様ヤウは化カるゝ器キ也ヤウ様の物モノ様ヤウの色イロなごいするよ、おたご、ほるゝと類聚名物考レイゴナモノコウ 調度部テウダibu 十ジュウ 三サン 小窓器コマドキの借字カカリジがといふるを、笑ウツふや、楊弓ヤウキウけ、様弓ヤウキウの借字カカリジふて、大様弓オホヤウキウも小様弓コヤウキウもあり、吉部秘訓抄キチベヒクンショ 五卷ゴクワン 衰老ソイロウ 人不可参ヒトニカミ 入公事ニルキヨウジ 事条ジヨウ 建久二ケンキウニ 閏十二ニツナハタ 同記ドウキ 云イハ 戌刻イノトキ 参内ニル 今日コンニチ 弓場キウバ 始也ハジメ 衰



老者弓場始賭射臨時祭強不可參云云然而昇進以後讒二度也而先度空以不參為散其恨相扶病所參仕也弓箭令持之備中左府也弓矢本樣事黑漆弓



以赤糸卷之取柄上下有金物取柄以黃檀浮線綾糸千ガ一テ卷之弮上下藤二カラ卷之弦上弮下

村濃糸五寸卷之弦下弮下村濃糸四寸三分卷之上下弦弮以赤縮卷之弮革赤革以紫革為裏弦搜上下村濃糸四寸七分卷之物惣弓長七尺六寸三分内上弮二寸三分



箭長二尺四寸内平題箭七分羽長四寸以赤糸卷







平胡錄の事ヒラヤナガヒもあらず。平胡錄の圖ハ倭漢三才

圖會サ一卷兵部サふえゆ。まゝに矢立ハ今世の濱弓

此起源ヒトいふは物なり。此未々伎の矢立ヤリテ調

度懸トカケを思ひよやく濱弓ハ化出たるハカなり。

續日本紀十二卷二丁右 天平七年正月辛亥条子入唐留

學生從八位下下道朝臣真吉備献絃纏漆角弓一

張馬上飲水漆角弓一張露ウツク面漆ラヌル四節角弓一張射

甲箭二十隻平射箭十隻云云。○按馬上飲水の四字未詳。平射箭ハ平題箭ヘラ也。

延喜大神宮式サ三神宝サ廿種の条子ノ梓弓シラキ二十四

枝長各七尺以上八尺以下塗ニ赤漆ベニ附纏ツケ縹組ヒロ征箭セウ

一千四百九十隻長各二尺三寸鏃長二寸五分以

鳥羽トリ作之シ鏃塗金漆ウツク箭塗朱沙ベニ又箭七百六十隻長

二尺四寸鏃鋒箭以鷲羽トビ作之以雜丹漆畫之云云。





○按梓は丸木字赤漆アキニシふて塗ヌ了マシ射イリを縹ヒナギの組クミふて  
纏マキたるも、銚チウ箭ヤハ鏃ヤサ字銚チウの如ノトシに作ツク了マシ鷲シウの羽ハとて  
作ツク了マシ籥ヤウ字丹漆ニシとて画エガクしなめ。

同兵部式四丁右右凡ソレ武官人等皆用漆弓其正月十

七日大射節文人亦同○按源平盛衰記十五真マコト

弓ユミ此志免塗シメヌとてあつて漆弓ニシユミハゆづれり伏竹弓也。

山城國靜原二宮山王の神庫カミクラに天武天皇の御物

つて伏竹フシタケちりぬ丹塗ニシの木弓キユミあるより軍器考四

卷十七同集古圖說上卷十一丁左ナカみえたる丹塗ニシの

丸木弓マキユミハ大神宮式ニシに載ノリしる梓弓シラユミに叶カナつり麻アサ々

伎ヒハおれ塗ニシ弓ユミなれど様サマの物モノちれど製作固カタの

らぬナえもれど離ナこやけヤよヨ歌ウタふムよヨあアと

為忠家後度百首射場始歌ニシ為忠ニシゆユちチつツく射

子のコノもろ人ヒトとトはハくクてテけケのノいイづヅまマまマづヅ馴ナ次ジ



たのめ。○按異本よまづと爪は化さる。とつけると  
こらけて小作する本あり誤也。

新撰六帖五。矢の歌よ。俊實けしとみれゆぶちの  
射子のほろまでもさるのゆは腰たれよけり。

○按此歌夫木抄雜十四 箭部 小も載たれ。まのいづづ

れと。錫の平題箭よて。古代も鉄字用たるを様無  
たれば錫ふてし化さるる一。

海人藻芥上卷十六 諸門跡ノ藝ハ詩歌茶香會

春ハ雀小弓也云云

庭訓往來、正月五日、状、將タカ六楊弓雀小弓、勝負云

云抄上卷三 丁右 楊弓雀亦祝弓ハ公卿の御弓也。あ

はちを九の杖よりして、廣縁ヒロエシをさく射也。ゆ

んほとも三尺六寸也。雀小弓は殿上人の態コト也。

弓はほと貳尺七寸なり。的マ字四寸小一。中ナカは



了。五間間アミタおひつ射也云云。諸抄大成一卷三小楊  
弓。或說云楊貴妃春遊用小弓。人是謂楊弓的。面四  
寸。以相木作也。雀楊弓の小もの也。雀字射るシの  
弓也。又一說云雀ハ小鳥なれど。的の目あてシ  
て射るシと云云。扶翼上小楊弓。貞丈曰楊弓ハ  
唐ノ楊貴妃ヨリ始ルト云說アレド。出處不詳。其  
始ヲシラス。本ハ小童ノ戲ニ楊ヤの小枝ヲ弓ニ作

テ弄モシトセシヨリ起タル事ナドニモモヤリシ。雀  
小弓。貞丈曰採椀集覽云問雀小弓ノ勝負トハ如  
何答本據未慥也。然レ予ガ幼年ノ比マテ。田舎ニ  
於テ。年始ノ遊覽トテ生イタル雀ヲク、リ。目アテ  
トシテ。二尺七寸ノ小弓ヲ以テ射サシメタリ。若  
シ中ル時ハ雀ヲ取中ラサル時ハ賄ヲ遣テ興ト  
シキ。疑クハ此ヲ雀小弓ト云タル歟。此外未考。又



貞丈按。夫木抄ニ。西行上人ノ歌ニ。シノタメテ雀  
弓ハルヲノワラハ額烏帽子ノホシゲナルカナ。  
又貞丈云。小弓會。東鑑承久二年ノ記ニ見エタリ。  
又古今著聞集延長五年内裡ニテ小弓ノ勝負ア  
リシ事見エタリ云云。○按楊弓を楊貴妃ニ起ス  
ル。楊ヨウの枝エダをて作ツクり出デけむコトといハつテ説トいハばシ  
ト様サマの弓ユミれ義ヨシ字考シゆる志シいハむコトなり。又雀スズメ小弓コユミニ

採梔集覽の説として引たるを。ひみどれをヒミドレのヒミや  
ちの。門跡方カドの戯射シは。生雀ナマズメ字ジ的テ小志コシをコすコトなり。  
採梔集覽の説類聚名物考弓矢部十引ヒたリたリ。  
引ヒたリたリ。

明月記建曆三年三月十五日条。内裡此間有雀  
小弓云云。此事不聞夏也。○按太凡昇一本は太凡  
早ハヤニ化カじル。未詳善本字得て校正すべし。此文小



此夏不聞夏也。とあるヲ据<sup>ヨ</sup>こぞ。古代よりのことぞ。  
ふらあらび。小弓のまろことぞ。小弓會。たゞちいも  
やくよまもこもえんたる記。

夫木抄卅二卷 雜十四弓部。たゞづれううこつてよみ傳々

る。西行上人。志のこもろく雀<sup>スズメ</sup>弓<sup>ユミ</sup>けるをの童額<sup>ワラヒ</sup>烏帽<sup>ウボ</sup>

子のちがゆるるれ。○按此歌の雀弓ハ實ニ雀射<sup>スズメイ</sup>

る料の小さき篠<sup>シノ</sup>弓<sup>ユミ</sup>やう。かゝる童<sup>ワラヒ</sup>ぶ弄物の雀弓の名

をいふこと。上鴈の戲射れ名ふもいひ及ぼせるな  
るべし。

藻鹽草十七卷 人事雜物 并調度部 弓、糸、ま、く、久、ろ、志、の、

久、て、ま、め、ゆ、み、さ、る、た、び、よ、み、ら、う、雀、小、弓、な、る、べ、し、

云云。○按西行の歌字とるまこといふたやう。

大内義隆記 群書類從三百九十四卷四丁左 山<sup>ヤマ</sup>口<sup>グチ</sup>一<sup>ヒト</sup>下<sup>シタ</sup>向<sup>ムカヒ</sup>ア<sup>ヘ</sup>レ

バ、公家ノマジハリ計ニテ、朝夕ノ遊宴ニハ、歌ノ



披講ニ管絃シ、水縁曲朗詠シ、カラガミナドラウ  
タカタニ、雀小弓ニ楊弓ノ引手ハナレヌ上筋ヲ  
友ナヒツ、春ノ朝ノ蒼天ニハ、山々寺々ノ花ニ  
心ヲ染秋ノ夕ノ樓ニ月ヲ翫ビ玉ヒテハ、木々ノ  
紅葉ヲ峰々谷々ニ尋入り云云。○按楊弓、雀小弓、  
共ニ戲射ノ具ナレド、楊弓ハ實ノ弓此様ニ化ス  
たる様弓ヤウキハ雀小弓ハ童コノ雀射セノ篠弓シノヨリ

ねびて化す出する、そのよひつめとるゆ、今世子傳を  
とる楊弓ハ雀小弓の方なるべし。

後鳥羽院宸記、建保二年四月廿四日、条ノ、今日歩  
行宮廻無之、今日射雀小弓云云、廿五日、条ノ、依便  
路、叅比良木社、步行時、用床子、未、一點還宿、即供饌、  
有雀小弓、會、隨勝負、令亂舞、有其興云云、廿六日、条  
小、小時入内、有雀小弓、會、如例日、有亂舞、次供饌云



云。○按雀小弓、會ハ勝負ニ隨テ亂舞ナドセマセ  
たまひ。ちる。今世の楊弓、源平ナドいふまけ  
こぞさるるよおみ。茶人が花月といふこぞはる  
ふ似たる。

雅言集覽須部、源仲正、幼年の春、けいけい  
まごころの今物よりわらう。雀弓うみ。○按此歌出  
處未詳、仲正の此れ歌のヤミにあらむ。後の附會

なごむりは、はらまごころ。可考。

下學集器財門、楊弓、小弓也云云

節用集也、部器財門、楊弓ヤウキウ云云。○按楊

弓の字面、下學集、節用集、よる、刃え、れど、色葉字

類抄小に載じ、ヤミ、庭訓往来、なごむと古記所

見、やひふてま。

愚記、永正十五、五廿二、条、夜花山院、亞相以下被



采中納言方楊弓云云為守庚申也云云同月廿九  
 条。花山院亞相以下被來於大納言方有楊弓云  
 云同七月七条。於此亭大納言方七種法樂左金  
 吾同中將四條山科左少以下來和歌連一折楊弓。  
 鞠七瓶花酒索麵等也云云同廿四条。人々來楊  
 弓大納言方云云同八月二条。廿亞相以下為朝  
 飯被來大納言方有楊弓一折等云云余不出其席

云云同月十五条。人々來有楊弓大納言方云云  
 同九月十五条。人々來楊弓云云大納言方云云  
 同書永正十六三十一條。大納言方人々來楊弓  
 云云

倭漢三才圖會十七卷八丁嬉戲部ヤウキウ楊弓以字音  
 呼ハ棚音彭射埽也。用黑革張之的大三寸許楊弓未  
 詳其始貴賤每射之賭勝為遊戲之具其弓以楊柳



作之故名近年用蘇芳華欄紫檀等多繼弓棚与席相去七間半每以五矢決勝負二百矢謂百手百手内五十矢以上中的者為朱書百矢以上為泥書百五十以上為金書百手悉中者為皆矢最希有也云云。

雍州府志七卷

四丁右

土產門服器部楊弓相傳自

古公家之所玩也楊弓射禮舊本有一卷曰楊弓七

月七日唐玄宗與楊貴妃相共所弄之物也則伐未央宮之楊柳而為弓取太液池之芙蓉而為矢故號楊弓云凡弓本懸絃所謂本筈長二寸是表牽牛織女之二星其弓末插弦所謂裏筈其長二寸八分表二十八宿之星其餘六滑稽為文凡矢二本稱一手二百本謂百手繫格臺謂棚格中央有小穴是謂喜利穴中其穴者稱羨之凡射者座去棚七間半也近



世能射者二百本之内、其中者至百九十餘、今造楊  
弓并矢人在所々、京極下御靈前小倉出羽之製造  
為良、近世雀小弓亦玩之、又一種有吹矢長三尺、或  
四尺、圓木突貫其内、入矢於其頭、以息吹矢、其矢中  
鳥則立斃、其所用之筒長短、應吹之人氣息強弱、  
空穗物語樓の上上之一十九丁右、小弓射たまふ日、  
大将殿の君もち、大弓の(あま)さ(ま)の(あ)りたつ、云云

源氏物語、若菜上

湖月抄本八十八丁左

よけ、大将のわの

一はるハハづゝ、ぞい、さうぐ、し、兒字例の小弓  
射させ、刀さぶ、り、り、る、ま、あ、の、む、め、る、こ、の、う、や、ご、ま  
ん、え、は、は、る、も、ね、た、う、い、ご、や、し、ぬ、も、う、さ、せ、た、ま、ふ、大  
將の君ハ、う、し、や、ら、れ、ま、ち、ふ、人々あま、う、し、て、ま  
る、ま、う、あ、そ、げ、く、ん、し、ま、ふ、こ、ね、く、め、く、云云

枕草子

春曙抄九卷七丁右

志、る、ま、が、か、た、る、もの、段、よ、小弓



射ふかいはうの人の志をぶまひしまたらりて  
やこころよぬむじくおとさう射てあくるもつそ  
きくころふなれけしれなれ云云抄よ的は矢の  
音の高起云云○按的はうぬまく作する小平  
題のあまもつおやの高まふや

祭花物語殿上花貝 廿五 殿上人朝アキゆふま

あままもつもつ蹴小弓射などをまうくあまび

あつ子の日よ山管なままこころふしてさむ  
のまろのひまおがてのれ

おがはうれとるま子れり哉やまらそのひ  
たうてれひめまつこのぬといひ出羽弁

そよめはまつまおまそやまらかのまが  
たまうり引やまうつむなといひのまらほむ  
をその殿上人などまのまろく小弓射などさるま



たふふ

しるよめま子のりれねとあづこ弓わら矢  
よ子代字ころころむあなむ。うーこころれよころま  
云云。

堤中納言物語花櫻折少将。中將兵衛佐小弓  
たきくおりにたき云云。

續世繼 五卷十  
六丁右 ままらげまよ。卯月の比みご宮

の御ころよ。小弓の御あきびよ。夏上人方とこのち  
ころけいのたき出され侍りけるよ。扇紙シヤキカミ字草子の  
ころよはころよて歌書つころれたるころ云云。

同 七卷廿  
四丁左 紫のゆるそ小院よあまごころ物まあ

らせむとて。武蔵の大徳隆頼オホトクノリカウラシがほころたる。小弓  
のゆづののーとひひねるーと歌字とあ出て。  
ころのまころまころさーとほままはーと。



錦のゆはちとら捨てみちのくま紙して引ま  
て錦の袋よりひれぎたみちのくま紙は  
みてまゝれたまゝくれバ云云。○按小弓の附錦  
少てまた又錦袋よりれたまゝ知一漆  
してはまゝとていふは、はまゝとていふ  
ときこゆ。

増鏡 一巻十 おがらぶ志るまゝの丸上人が  
五丁右

先しておれこの人のいさぐまいどみあそは  
ませいまどあるふ小弓志るまゝの丸上人  
のまゝどおまひくまかちまゝとていふは  
つたは、いさぐまゝとていふは、まゝとていふは  
うある賭物とていふは、出させいまふとていふは、  
これ中将の御使ふて、修明門院の御うとていふは、  
ふくもをのこどとていふは、たまはせぬとていふは、賭物と







言殿とよこしゆ、御うしろみる兼久よのびもたす  
一泰時朝臣也、時房と一所少て、小弓射させ酒も  
こたし〜、ふと〜るほ〜り〜る云云。

同六卷廿三丁右老の波よ、ある時ハ小弓射させ後いで、  
御負ミツりさふ、院のゆぢま〜ぶら〜うだこの女房  
字乃させ終つて、新院の〜まひ〜れバ云云。

今昔物語舊本十卷東三條内神報僧思語辰巳ヲ

見レバ、様々ノ狩装束ノ姿共多クテ、船岳ニ子曰  
シ、男女其レニ付タル歌ヲ讀通ハシ、直姿共ニ紫  
ノ指貫、紅梅ノ濃薄濃キキ裯裯ナド脱垂レテ、花ヲ尋子  
鞠小弓ナド遊フ云云。

古今著聞集九卷十三丁右弓箭部よ、延長五年四月十  
日、彈正親王内裏少て小弓のま〜を〜せ〜る後  
ひ〜め、酒肴ち〜けて〜夕まよち〜て、清涼殿の東の



廂マヒ小弓又小弓弓々々前小弓彈正親王重明のち  
小弓三品親王清貫民部卿此外の人々も仕ツカサシ々々  
女装束一ヒトの糸イトを物モノに出デされしをけりし彈正  
親王の宮ミヤよりしゆひユヒ々々勝方の拜イハヒ々々  
事コトとらやそのまゝママハ廿三日小弓コウのいイかん  
又又<sup>十三</sup>丁右 同部は長暦二年三月十七日殿上人十餘  
人野の宮ミヤへまゐりたるけり御殿の東庭テに疊イハヒ字

志シれて小弓の會カヒ々々又蹴鞠セキキウも弓々々云云

三國傳記五卷廿四丁左 信州更級郡白ハク事カ条ジョウ白介

二親ニシ遊宴ユウエン會カヒニニ支寄セテ小弓勝負カウシヨウ番バン々

ルニ領家云我若ニシ負マケタラバ千兩金與ユ汝若ニシ負マケタ  
ラバ翁妻我見ミセヨトゾ云ケル翁觀音カウオン祈念イノチ領家  
合手カテ成ケルニ即勝負勝カチニケレバ千兩金取トケリ  
云云



源平盛衰記卅四卷 廿四丁右 京屋島朝拜無之条子。青

陽ノ春モ来リシカバ。花ノ朝月ノ夜詩。歌管絃鞠。

小弓。扇合。繪合。サマノノ御遊覽思召出シテ。男

女サシツドヒテハ。只泣ヨリ外ノ事ゾナキ云云。

長門本平家物語十六卷 一丁左 摺墨池。啞の事の条

子。花の朝月の夜詩。歌管絃。小弓。扇合。繪合。サマノ

興ありしりおかし出して。ぬぐり日くくく。この

ぬぐりありれたる云云。

平家物語九卷 一丁左 小朝拜。条子。花ノ朝月ノ夜詩

歌管絃。鞠。小弓。扇合。繪合。草盡。虫盡。様々興有シ事

ドモ思出。語續テ。長キ日ヲ暮シ。魚給フゾ哀レナ

ル云云。

曾我物語九卷 六丁右 曾我一の文。ありしりの条子。

七ツ九ツとヤセ。小月の夜。出。雲井の。この



が糸字みて父字こひあられど小弓コユミは小矢コヤ字こ  
こまつて障子字射イと仰イ。うたのいのちよなぞ  
らふかれさうむむるなねがひ泣しを母のせん  
しぬいしる云云。

圓光大師行状畫圖翼賛一卷 十二 丁右 時國聊本姓

小謾コマンむる心あまて。當莊の預所明石の源内武者  
定明字あれづもて。執務シツムふたふもべ。面謁せざ

まけこハ。定明ふろく遺恨して。保延七年の春時  
國を夜討ふ。この子時九歳也。ふをのこれて。  
このひまより刃終ふ。定明庭ふあまて。箭ヤ字を  
かてたてまけこハ。小矢コヤ字もちて。あれ字射イ。定  
明の目のあひごま立ふ々々。あの疾キズがくれなく  
て。あらしれぬづるまくれハ。時國が親類のあご  
字報せむるまおそれて。定明遂電して。たごく當



莊子以之レ比レ之レ。それよりレもレあレれレ字ノ小ノ矢ノ見レこレちレづク云云。  
新猿樂記十一君氣装人の段小圍碁雙六將碁彈  
碁蹴鞠小弓包丁料理和歌古歌天下無雙者也云  
云。

明衛往來四丁三月十一日請案内事右明日於

白河院可レ翫レ小弓也。可レ相伴之狀。昨日頭中將所被  
示也云云同五丁沽洗日請嚴命事右藏人少將度

度被招。是小弓事歟。懸物何珍哉。募以枸椽云云。百  
發百中之藝。雖無其能。於決雌雄何憚之有乎。以的  
為皮御和讒也。明朝於右大將軍幕下。可企佳遊之  
由。源少納言所被示也。被擇射的之輩云云。左新中  
將四位少將藤少納言源武衛藤李部權左中弁右  
馬頭源侍從式部大夫左金吾校尉等也。念人各五  
六輩。懸物銀鞍云云。盃盤之設前江州歟云云。○按











はたたるくもをほのふてさるよおとせし侍り  
くれぢはるひとく大納言道綱母

思ひいほるふいあどこみえつれどやと  
いふよあそおどろうれぬる

金葉集九 雑上よ公實卿のもよまろるたるけ

るよ侍りやとくれぢ出居よおれしきとる小弓  
よとろよとやぶるいよくれハおろしとふれて出

よとるよかた御帰るて弓よとづねけれバ時房まろ  
てまそやととはと中くれぢおどろたて院の御弓  
ぞとくこのせといひよはあそしけれぢ御弓よは  
とてつのはけはる歌藤原時房

梓弓やとそまろるものさろるははるわと  
しなとくいつるづしやハ

源順集小 小弓射る所



まゆはよやまういれぢや梓弓吹風  
こ一花のちるふらむ。按やま字一本やどは  
とて。いづれはてしたるゆ。

六條顯季集ふ人の小弓をせちよひりみばを  
しふいひて。

そまう紀紀の閑まが<sup>ツツカ</sup>の来弓<sup>ツツカ</sup>ゆるい  
しうれぬまの返し。

くよまハおーてないまむたづの弓がおも  
はゆるまうれぬま。

馬内侍集ふむういんる人小弓をたよりふは  
けくくみばううまむといひくるがたう  
まねた。又んえねぢ。

口くうしよまらこらんむ梓弓はう  
人のおまひいぞよま。返し。



むろくしよまのうらみと梓弓おめいふ  
たふはくはんと。

弁乳母集の宮春宮のいせたまふ殿上人小  
弓射て宮に御方のかくもの中へむろくおれ上  
小的うれいふふ花字ちて書つて  
大盤所ふ入たる。

からまの弓に矢交はちる花をまゝあち

おの人と刀もろく。とあれはるぬの的を盛たる  
枝ふはて。

梓弓おれ。まゝあちうちなれどちぬ楢  
乃花をさそんぬん。○按圓居の射をよせたる。  
假名違つるも通音のいひるの例ふて難なり。  
然て小弓の的字がぬも他をふハ當矢の音に  
それやうに聞えむしあたまづし。



夫木抄廿二卷雜十四鞠部。百首御歌。慈鎮和尚。

秋の福たなさまれるよのうれしまはまれ

遊びの鞠小弓よで。

藻鹽草十六卷遊部よ。小弓遊云云十七。弓部よ。

弓けち小弓の勝負也。源氏云云。弓云云。

日本歳時記一卷丁左。年の始は童子の破魔弓

にて射るハ。治りる世ふも武字忘りざるんなる

づ。但しのりと射られしとて。正月は内裏ふて弓い

ふたのあもも也。孝徳天皇の御宇は大内ふく

正月は弓をいさむとの事古き文も不えた

るかる事下さりけて。いふ一と年の始は年長

せり人も弓を射たるふや。文獻通考日本の部

ふも。毎に正月は一日必射戲と記せり云云。

年中故事要言一卷丁左。破魔弓の糸は年ノ始二。



童子ノ遊ニ破魔弓ヲ射ルハ安而不忘危コ、口  
 ニテ治レル世ニモ武ヲステザル意ニテ古ハ射  
 禮トテ正月ニ内裏ニテ弓射ル事ノ有ケルトヤ。  
 孝徳天皇ノ御時内裏ニテ正月ニ弓ヲ射サシム  
 ト云事古キ文ニモ見エタリカ、ル事ヲ下ニモ  
 マナビテ年ノ始ニ弓ヲ射ニヤ又文字ニモ惡魔  
 ヲ破弓ト書トナレハ年ノ始ノ祝事ニハサマア

ルベキ戲ナリムカシハ年老タル人モ年ノ始ニ  
 ハ弓ヲ射タルナルベシ文獻通考日本ノ部ニモ  
 毎至正月一日必射戲ストイヘリ北史卷九十四  
 倭國列傳ニモ此事ヲ載タリ今モ武家ニハ弓始  
 ノ儀アリ云云

四季法例ニ年始ニ男子ノ翫ブ弓矢ヲ破魔弓矢  
 ト云ハ破魔トハ的ノ名也漢土ニテ弓矢ノ起ル



事ハ黄帝ノ時初テ弓矢ヲ作りテ、蚩尤ト云逆臣  
ヲ亡<sup>ホ</sup>シ玉<sup>ヒ</sup>ニ頭ヲ鞠ト名付、眼ヲ的ト名付ケ、惡魔  
懲ス政トセリ、然レバ破魔ハ的ノ名ナリ、此的ヲ  
コロガシテ射ルユエニ、破魔弓矢ト云、

本朝武林原始二卷<sup>四丁</sup> 波魔弓、糸、日本歳時記

云、年の始小童子の破魔弓とて射ると云云、案ハ  
る古傳ハ弓矢濱書<sup>ヨ</sup>あり、其書曰彦火々出見尊

此御子<sup>子</sup>普<sup>ス</sup>不<sup>ス</sup>合<sup>ス</sup>尊<sup>ミ</sup>いまご太子<sup>ミ</sup>ふておはしやうと  
とれ、日向國の濱邊<sup>ハ</sup>ふて、こゝろははるぬたがとせ  
矢を以て是を射させしむ、其ゆゑとては稲<sup>イ</sup>  
たれ故稲<sup>イ</sup>れとていを志とてむたえたる、幼  
君ふてまゝ、備をせむ、おもむいたるをめぐみま  
まを御心おれつゝそなたはめまゝませばなり、是よ  
る代々よはるとて、年<sup>ト</sup>れり、たがよかぬは、是をこ



了おこちふ事こちふ奴的懸の役人、左右の高沙  
のうごう居て、左の方よまましくと聲をあぐれ  
む、右の方よまはましくと聲を合せ、丸をちがうてど  
沙の上を廻りゆくを射留ゆふちあり、是弓矢を偏  
乃始也云云。○按古傳といふハ神道者流なるもの  
附會なるべし、用ふるたゞに。

滑稽雜談一 正月部上、濱弓、濱矢、世諺問答云、虫

尤が眼の腫をぬもろ木丁の玉キツキヤク、かれ眼のふ

くもむて三重あり、故に弓いる時の的は三重

字繪がれて、中の腫は除たる。○或説云、志

これが正月は射戲さる濱弓ハ、虫尤が眼を射破

る義たれば、實ハ破目弓なるべし、通唱の空ウツさる

よる、濱弓濱矢と稱は、又魔を破はるの意なり、破

魔弓とも書より、傳る、濱の字は心なり、只借用し



書きたる、吾妻の方れ子共細繩字まろめ玉と  
て、打時ハ破魔まゐるや聲字うけ打ウツ破魔矢小  
る左右小立別と玉字射と矢やと勝はれ昔と  
都小射しるとちや、つれらも腫字射しの義也  
云云然しかも前小注しとるまく、虫先むし事浮説小  
して難信なん只諸書しよ記きととく、年始とし射しとる事、  
昔ハ禁裏きん小行こられたる、其遺風民間いは、  
○



傳つたるな、中華ちゅう小年始この射戲しやとる事こと、○  
北史卷九十四倭國列傳云、每至正月、一日必射戲  
飲酒、其餘その節略せつ與華同と、○これられ儀、只治世ち小も  
武ぶをこのこやるれ謂いとる、云云、  
安齋、小車錦こ、破魔弓大和國吉野郡上市村かの人  
島田しま元弥もと物語、大和國ニテ正月小見の戲しは、  
射しる、其的繩てきヲ卷テ輪りんを作つくる、經壹尺けいとる、中ちゆう小穴けつ



あま、徑三寸斗也。形鍋敷といふ物のごとし。是ラは  
まゝ云。小兒並び立て、右のたるをまろぐり走ら  
るゝて、其たる箇の穴を射る也。たるのよきまろば  
しやう射て、あたしよめ又まろぐり返して射射  
也。如此射るをばまろろろ射ると云。たるをろろや  
てはまろろろろと云事外ごとし。たるがれを  
まろろろ也。それを射るろろとまろると云。江戸ニ

テ弄ぶるまろると同ト云云。

四季草 春草 廿三 ままろの事、糸子、正月男子の翫びる。

はるろ射る事ハ、邪鬼を退治する表示也。ままろ  
破魔と書きたる、魔を破るの義也といふ説あり。左  
にあるまの様子聞ゆれども、はまの正説は阿るび  
用る事なるといふ。はるろの戯れ。昔ハ京ふも何方ふ  
も有る事なるといふ。今ハ絶し。只まろろ矢字うま。小







の人、大和此人乃以所同ト事也。志のれがたま  
と、的の名少く、破魔ふとあはべ云云。

類聚名物考 弓矢部十 小破魔弓、たまゆみ濱弓、魔の障

碍字破弓、弓也。佛典小此文字多く、法の華

經の安樂行品、如来六復如是、於三界中、為大

法王、以法教化一切衆生、見賢聖軍、与五陰魔、煩惱

魔死魔共戦、有大功勳、滅三毒、出三思、破魔網と云

え、如き、破魔の意ハ相同ト。○又案、土佐

國人の語、その國、正月の比、小児

遊び、海濱、小出て、小弓字射る事あり、是字濱弓

といふ、是、一説、破魔ハ好事

家の、め、云、知づ、云云。

○按破魔弓、濱弓、た、借字、泥、名義、説け

る、ハ、波、此女の通音、云云。



姫弓ヒメユミは義と記すゆへ、亦他ヒの弓ユミよりヒふれハバハ小  
 くうはくキゆ急ノ名也。都スて物ノ堅剛キヤウコウ荒大アラオホな  
 る小對コタイて、柔和ニヤクニヤス小コ姫ヒメといふ例、姫百合ヒメユキ、  
 姫桃ヒメモモ、姫飯ヒメイヒ、ちよチヨ乃ノ類ル枚舉ハカシメは違ヒなり、姫ヒメ字ジ波ハ万マンは通  
 りリいつるハ、圍碁イハヒの石イシ字ジ濱ハマといふも、常トコの石イシれい  
 こコめくメクまマ對タイて、まマやヤふフうウはハくクきキ石イシなれ  
 ば、姫石ヒメイシの義也。濱床ハマトコは、小コくクうウつツくク他ヒとる床トコな

まマはハ姫床ヒメトコ也。濱椿ハマツバキは姫椿ヒメツバキの義也。雲實クモノミは波末ハマツマ佐々  
 木ササキ、天名精テンメイセイを波赤ハカシ太加奈トカナと、波万ハマン不フ久良クハラと、香  
 附子カウシを波末ハマツマ須ス々ツツと、葶藶ヒキを波末ハマツマ太加奈トカナや、波  
 末ハマツマ世里セリと、波万ハマンかカと、徐長卿コウチャウケイ字ジ濱柳ハマヤナギと、柞  
 木ササキ字ジ濱黄楊ハマワウヤウと、茵陳インチン蒿カウ字ジ濱蓬ハマモウモウといふ類、必カナラシ海  
 濱ハマ子コ生ナる物モノちよチヨねネ濱ハマとトかカふフせセたるルは、姫ヒメの  
 義也。これらの語例ゴリョを考カウて、濱弓ハマユミハ、姫弓ヒメユミの義、其ソノ小



やうり美麗し故の名なるを知り。

與清曰麻々伎の弓矢實用の物ありし射礼  
賭弓射場始なりやうの儀式の時の様れ弓字麻々  
伎弓といふは矢の名ありしといひ轉せる  
也。其鏃ハ鉄して平題に化す。熟銅して付  
金漆を塗る物なるより。兵庫式を考て知り。  
名義は白真木なる字。春草。二上峰位襖。武藏鎧。故

實秘抄軍器考軍器考補正なる説ハいづれも  
た。と梓弓ふもあれ。白木弓もあれ。塗弓ふ  
もあれ。末々伎の矢は具して用るを末々伎弓と  
名けり。藤卷樺巻も用り。後ふもやう  
ぬりふも紙字藤樺をかて。うも巻用也。あれ  
儀式の射の調度なれど見体けり。化すかぞ  
と事といふ。様器様の物。源氏秩衣などの所様  
見。枚舉にづらう。



の琴コト、空穂樓ソト様の色イロ、法曹至ホウソウ様の人ヒト、空穂、国譲クニユケ、  
の上ノ、要抄ヨウセウ、の人ヒト、源氏、渡標ワタヒ、の  
 此様ココノサマ、のはち様ハチノサマ、の様ノサマ、の同義ドウギなるふく思ふべ  
 し、庭訓往来、愚記、下学集ゲガク、なごよる、後の物モノ、楊弓ヤウキウ  
 と書くる、様弓サマキウの借字カキマシ疑ウタガハシなり、楊貴妃ヤウキキの始ハジメ、の由ユ  
 急イサ、楊ヤウの枝エダ、の作ツクリ、のゆゑユヱ、のいつるイツル、の共トモ、の小  
 牽合附會也ケンカフクワイニシ、の大小ダイコウ二種ニシュあり、射礼賭弓射場セツレトキウセツバ  
 始ハジメ、の用ヨウ、のは、大様弓也ダイサマキウニシ、の小弓コキウ、の二種ニシュあり、小

弓の會ユキノカイ、小用コヨウ、の小様弓也コサマキウニシ、門部カドベ、府生フシヨウ、海賊カイゾクお  
 ぢの、のせのはるの、の万マン々ゾク、の伎キ、のおのれの、のなの、の一イツ、の又マタ、の雀スズメ、の小弓コキウの會  
 小用コヨウ、のハ、の小弓コキウ、の中ナカ、の小コ、の一イツ、の小コ、のやヤ、のなナ、のをヲ、のいイ、の魚  
ノとト、のみミ、のゆユ、のなナ、のれレ、のおオ、の小コ、の様サマ、の弓キウ、の小コ、の弓キウ、の雀スズメ、の小コ、の弓キウ、の二種ニシュあり  
のとト、の知チ、の一イツ、の下学集ゲガク、の楊弓ヤウキウ、のハ、の小弓コキウ、のなナ、のことコトあり、のは、  
 其ソノ、の比ヒ、のよヨ、の大ダイ、のちチ、の小コ、のなナ、の様サマ、の弓キウ、のいイ、のなナ、の小コ、のやヤ、の附ツケ、の弓キウ  
 錦ニシキ、の了リョウ、の卷マキ、のなナ、の一イツ、の續ツグ、の世セ、の美ミ、の麗リ、のなナ、のもモ、のつツ、のとト、のせセ、のなナ、の弄ロウ



罟也。矢ハ木。鏃ハ平題イタツキして、金の的カネノテ、イテ弁乳小射當コイアツを  
イテ音ネハみミやヤりリまマさサこコるル然シらラ。又皮カしてシてテ他ヒまマるル的テハ  
 ありリまマやヤ。明衛メイエイ此等コノラふフ實用ジヤウヨウの物モノありリて、曾我物  
 語ソトコト圓光大師傳エンクワウダイシデンのノ小弓コユミ、西行歌サイギョウカのノ雀弓スズメユミなニもモ様サマハ  
 もモハハやヤちチおオしシはハれレばバ伏竹フシダク弓ユミふフもモ一ヒト方カタ、二ニ方カタ、三サン方カタ、  
 四シ方カタ、まマまマ、めメまマ、ぬヌまマ、ぬヌまマのノ差別サベツありリ、梓弓スズキユミ檀弓タンユミは丸木  
 也。後ノチふフもモ伏竹フシダクもモありリ、櫛弓シユミ柘弓セキユミハ伏竹フシダク也。周礼

考工記、弓人の条、小竹幹の弓、又之。史記、田敬仲完  
 世家、小弓、膠昔幹、所以為合也。然而不能傳、合、疏  
ササキ鏃ササキともあれど、古くも伏竹弓なりと定むべし。  
イタツキ平題イタツキ箭イタツキハ替古カキコの的テ弓ユミハ矢ヤ小コて、軍用の物イクサノモノもモハ  
 ちチ、古代コノコハ赤アカく塗ヌルしシとト延喜エンキ大ダイ神宮式カミヤノシキ後ノチふフもモちチありリ  
 あれ、塗ヌル弓ユミハ紙シ字ジ卷マクて、形カタのノこコもモ用ヨウらラれレ也。園木エンキ  
 九錫彫弓クウシキテウキウあり、吾妻鏡ミヅメノカガミ建保二ケンポニ、彫テウハ形カタのノ寫シヤク誤アタふフて  
六、廿一の条

五



桑弓葦矢  
あし勝軍也  
威の所執也  
鏡如也  
鏡負也三才  
世九の条太平  
記考考葦矢人  
サニの弓は短  
らなる也

毛詩小雅尚書文侯之命なまらふみえたる彤弓なまらふみえたる  
いふ朱塗の弓也事也桃弓葦矢あし勝軍也追儻ウツタウの攘災  
具也濱弓ハタあり姐弓シマの通音也様の弓矢ヤ箴のチ小く  
美麗ウツクシキといふ射礼賭弓カシなるよりゆる初春の弄器  
なれ漢土の桑弧蓬矢カサコトモ記カサコトモなるよりありとらふと  
石弓イハあり尾張風土記オウゼもみえ石イシの堅固カタクあり石の  
稱ナ石イシ鞞ニギ石楠イハクサ船フネの類也彈石イシの戦具イシなり伊志イシ弓伊志

太毛タモなるいとハ別也ハ角弓ツノあり出雲風土記神功紀續日本紀和名抄  
弭ニ小角コツノ字附ツケゆる小や小弓コよりて一名李リ方弓マキと  
いふよ倭漢三才圖會サ小弓コあり漢土の角弓ツノ周  
鄭中記三三角端ツノ弓ツノ續漢書三三編弓ツノ詞林ツノ海錯ツノなる全躰ツノ  
角ツノより他ツノよりツノ也麻マ々々伎ツノ鏃ツノ古ツノくは鉄ツノよりて他  
よりを後ツノふら錫ツノふせツノより也錫ツノの平題ツノありま  
まの矢立ツノあり箴ツノの丸ツノく平ツノなるとゆるはま



まれの矢字立タテて負オふ調度テウなれど、はハひつるなり、  
後のはまろははれ小調度テウ懸カケるおもひよもて他  
て出たるものちねづし。

第二木キを離ハナしたる様サマ

赤染衛門家集ニ日ヒごころニあそびしるふニ夜ヨル猿サルの啼ナド

しよ。

たよまなれ様とまこれぞおもひはるあそ

を水ミヅさしる様サマもなくちり、源平盛衰記一廿四卷ニ十  
南都合戦条ニ恐オソクハ木キヲ離ハナレタル猿サルノ迎ムカヤ、儲タカ  
セヨトテ、木津川ニ廣ヒロサ一町計ノ浮橋渡シテ、左  
右ニ高欄ヲ立タタリケリ云云、日蓮録内書ニ関目ニ  
抄上卷卅八丁右小諸ノ聲聞法華ヲハナレサセ給ヒナ  
ハ、魚ノ水ヲハナレ猿ノ木ヲハナレ、小児ノ乳ヲ  
ハナレ、民ノ王ヲハナレタルガゴトシ云云、戦國



策四下卷齊閔王篇魯連謂孟嘗君曰猿獼猴錯

木據水則不若魚鼈云云補注錯舍置也云云淮

南子六卷六覽冥訓猿獼顛厥而失木枝云云注

小猿獼屬長尾而昂鼻云云同書九卷廿主術訓丁右

後貌失木而擒於狐狸非其處也云云說苑十六卷

左說叢篇猿猴失木禽於狐貉者非其處也云云

文選六臣注本一班孟堅西都賦猿獼失木云云

卷廿六丁左

注善曰郭璞山海經注曰猿似獼猴而大臂長便捷  
色黑蒼頡篇曰猿似狸云云淮南子曰猿獼顛蹙失  
木云云向曰失木云云驚懼也云云杜律五言集解  
四卷四遠遊詩猿啼失木間云云注小猿失木而  
丁右悲啼喻已之天涯涕淚云云與清曰猿獼失木の故  
事ハ戰國策出處々々々文選註釋の六臣淮南子  
を引證一佩文韻府編修の七十六人前說字脱一

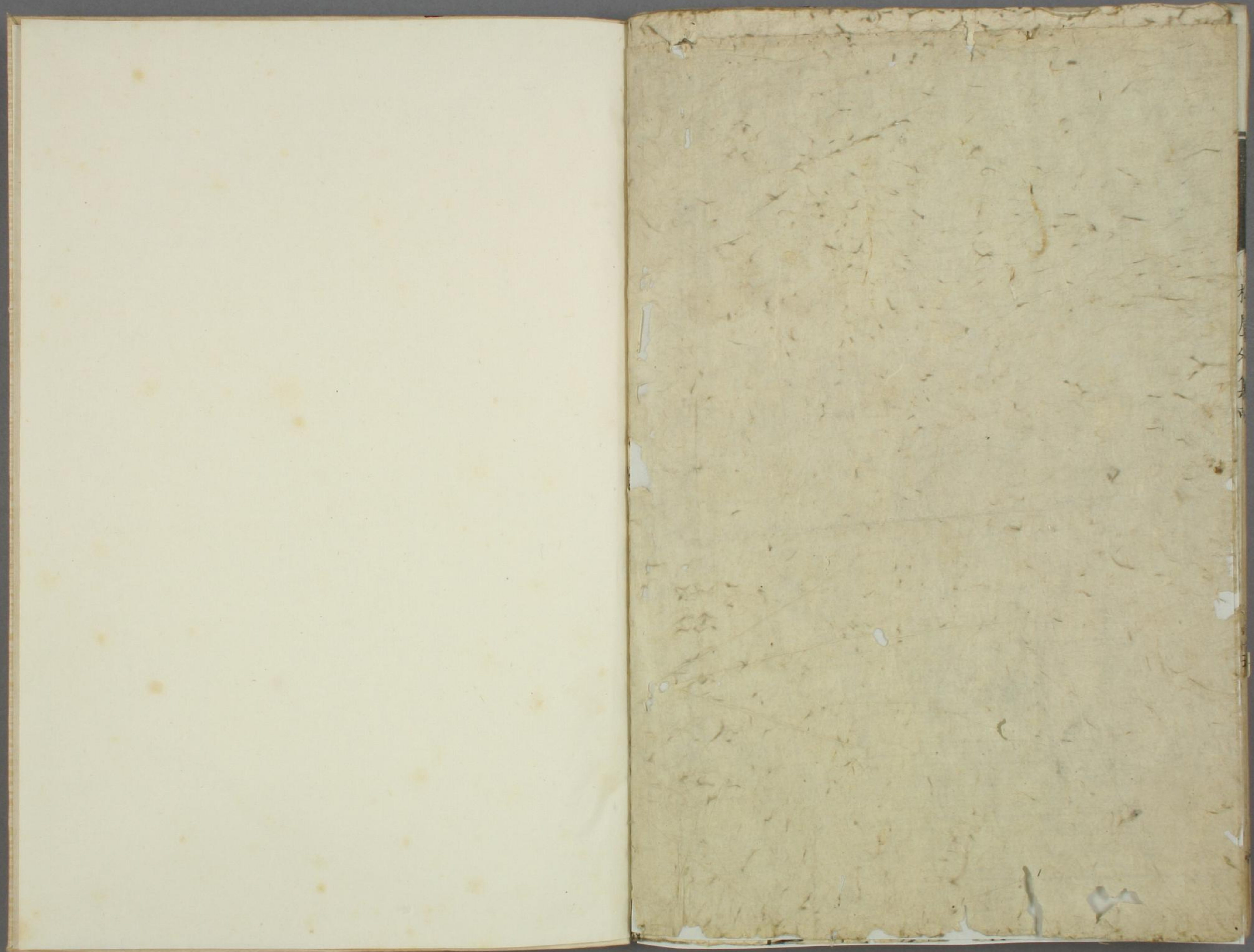
来



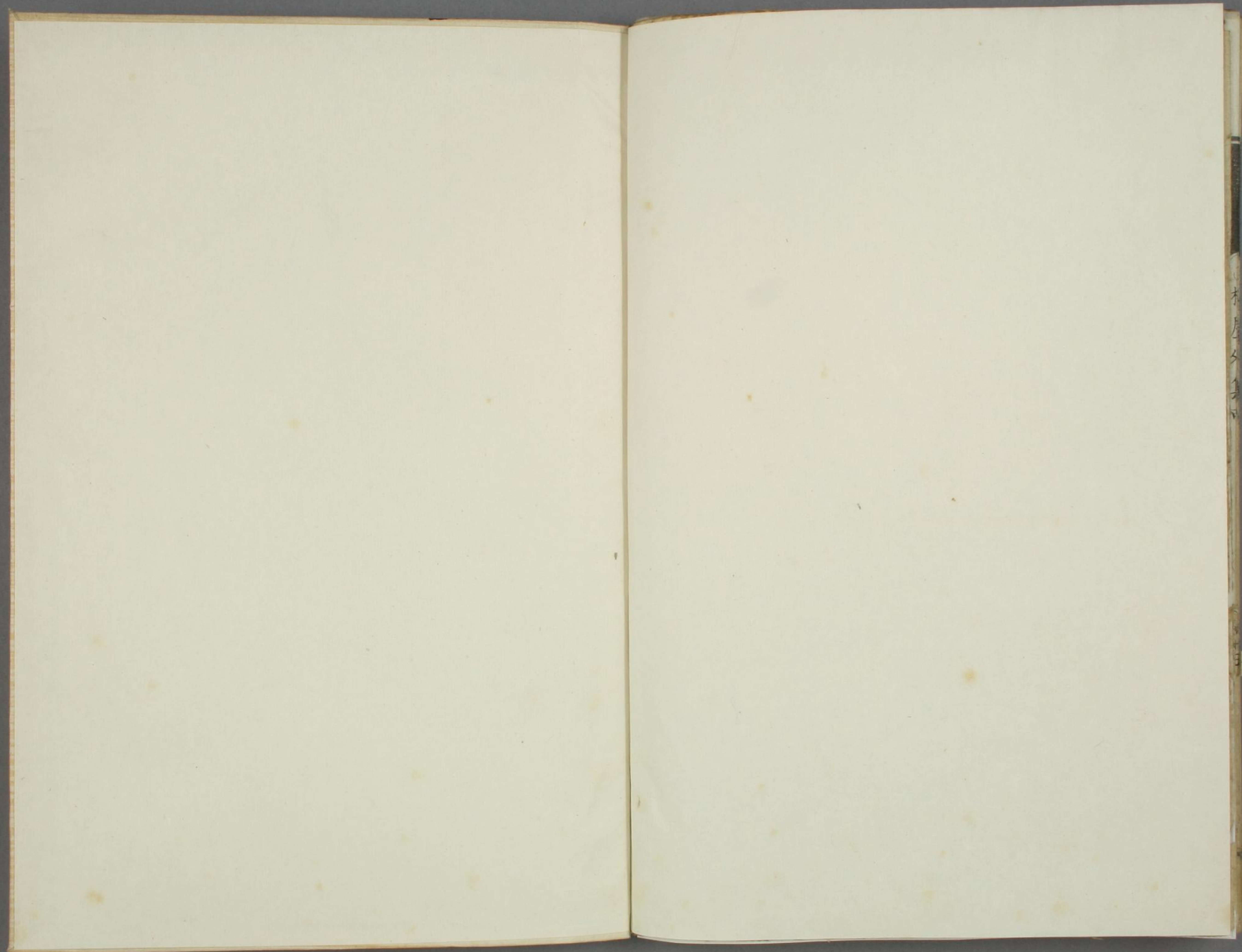
たるはいまぞや、これのなまび六臣、佩文韻府  
 小引おくれれ説おほるも、合せて百六十二眼  
 もかゝ疎漏の失を免るゝ、と能まび嗚呼著述之  
 業實難矣哉。

松屋外集卷之四終









木  
屋  
夕  
集  
四



